



2024年8月14日

各 位

会 社 名 株式会社コルポート  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐原 敦矢  
(コード番号：9346 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 取締役管理本部本部長兼人事総務部部长 岩元 勝志  
(TEL 044-201-8474)

## 配当政策の基本方針の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

「私たちは一人ひとりの可能性を信じ、自分らしさと笑顔あふれる社会を共創します。」という企業理念の下、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業を展開する株式会社コルポート（本社：神奈川県川崎市、代表取締役社長：佐原敦矢、証券コード：9346）は、本日2024年8月14日開催の取締役会において、配当政策の基本方針の変更、及び定款の一部変更に関する議案を本年2024年9月19日開催予定の第13回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 配当政策の基本方針の変更

##### (1) 配当政策の基本方針の変更理由

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、配当政策につきましては、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保のバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としてまいりました。

これまでにおいては、今後の事業拡大に備えて内部留保の充実を図る観点から配当を実施するに至っておりませんでした。今般、当社の経営環境及び今後の経営計画を踏まえ、引き続きの健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保を確保しつつも、株主の皆様への利益還元が可能と判断し、配当政策の基本方針を変更することとなりました。

なお、変更後の配当政策の基本方針は当期2025年6月期より適用いたします。

##### (2) 変更内容

###### (変更前)

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。

今後の配当政策につきましては、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保のバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営体質の強化と事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

(変更後)

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。

今後の配当政策につきましては、引き続きの健全な財務体質の維持及び事業拡大のための内部留保を確保しつつ、配当性向 30%を目安に、事業の成長に沿った継続的かつ安定的な配当を実施する方針であります。

(3) 2025年6月期の配当予想

	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	合計
2024年6月期	0円	0円	0円
2025年6月期(予想)	0円	44円	44円

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

取締役の当期毎の経営責任の明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために取締役の任期を2年から1年に変更し、及びこれと併せて資本政策及び配当政策を機動的に遂行できることを目的として剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする規定を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第6条(条文省略)	第1条～第6条(現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(削除)
第8条～第20条(条文省略)	<u>第7条～第19条</u> (現行どおり)

<p>(任期)  <u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  <u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p><u>第22条～第44条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)  第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。  (新設)</p> <p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)  <u>第46条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>第47条</u> (条文省略)</p>	<p>(任期)  <u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>第21条～第43条</u> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)  <u>第44条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)  第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。  <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>第46条</u> (現行どおり)</p>
---	--

(3) 日程

定款変更のための本総会開催予定日	2024年9月19日(木)
定款変更の効力発生予定日	2024年9月19日(木)

以上